

寺谷用水だより

No.11

理事長あいさつ

理事長 池田 藤平



風薫る新緑の季節を迎え組合員各位におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと存じます。

本年も4月21日より通水を始めました。昨年は天竜川流域の小雨による異常渇水で大変なご心配をお掛けしましたが、今年は順調に推移することを願っております。

さて、懸案となっております早期通水の件は、農林水産省、静岡県、関係各位のご尽力で正式に確保できることとなり、現状の作付けに対応できる水量が確保できましたことは誠に有難く感謝する次第です。約400年前、徳川家康公の命により平野重定公が大井掘を開削以来「平野陸則氏」「大橋亦兵衛氏」「鈴木正一氏」「竹山祐太郎氏」等の御努力、歴史の重さを感じずにおれません。その有難さを噛み締め乍ら今日ある私共も後世に残してゆかねばと考える次第です。新しい水利権につきましては一応解決したものの、決定した水量は天竜川下流の農業用水全体の量であり、具体的な運用はこれから決定されることとなります。水は限りある資源で無限ではありません。特に、従来無かった4月、5月の水利権は認められましたが6月から9月の水量は一部カットされ、わずかながら年間総取水量も減ることとなりました。こうしたことから、今まで以上にきめ細かな水管理がなされませんと水不足の原因となります。常に全体のことを考え無駄に水を流さない様心掛け実行してください。

又当土地改良区が進めている大事業でありますパイプライン工事ですが本年も寺谷上流、下流共前年度を幾分下回りますが予算が付き事業推進ができる見通しとなりました。しかし来年度以降は県財政の逼迫の影響と事業費が大幅に増加することなどから、事業の見直しが必要になっております。そうした折、前静岡県中遠農林事務所長の大杉氏に当土地改良区の事務長として就任していただきました。大変心強く活躍を期待しているところです。

最後になりましたが本年も豊作でありますことと皆様方の益々の御健勝をお祈りして御挨拶とさせていただきます。

今年の通水予定

通水開始 4月21日
通水終了 9月29日(予定)
(水田面積 1,494.1ha)

早場米作付面積(ha)

地区名	平成18年度	平成17年度
豊岡地区	62.5	66.0
豊田地区	23.2	23.2
磐田地区	263.0	199.0
竜洋地区	48.1	47.9
福田地区	14.0	58.7
計	410.8	394.8

「天竜川下流寺谷地区」パイプライン事業 実施状況

平成17年度 実績

工区名	事業費	事業内容
高木工区	8,253,000円	舗装復旧 1,399.4㎡、弁設置1箇所
前野工区	20,517,000円	舗装復旧 4,158.6㎡、弁設置2箇所、余水吐1箇所
尼ヶ崎東工区	262,983,000円	幹線 1,601.7m、支線 12,514.4m
尼ヶ崎西(竜洋)工区	8,610,000円	電動機製作据付工90kw×2台
尼ヶ崎西(小島)工区	15,750,000円	幹線 211.0m、支線 60.0m
測量試験費	1,680,000円	取水工(前野)、ポンプ形式(尼ヶ崎東)
測量試験費	5,670,000円	管路詳細図 {宮之一色、高木、前野、尼ヶ崎西(竜洋)}
測量試験費	2,835,000円	事業効果基礎資料(全工区)
測量試験費	2,940,000円	ファームポンド標準設計(大原、一色2)
測量試験費	4,914,000円	末端基本設計138ha(大原、一色2)

平成18年度 計画

工区名	事業内容
尼ヶ崎東工区	揚水ポンプ3台、幹線 900m、支線 28.5ha
尼ヶ崎西(小島)工区	幹線 1,400m

「寺谷上流地区」パイプライン事業 実施状況

平成17年度 実績

工区名	事業費	事業内容
広瀬工区	187,887,000円	幹線 350.2m、支線 1,097m、舗装復旧 7,532㎡
岩田工区	135,345,000円	幹線 204m、支線 4,115m
測量試験費	840,000円	パイプライン設計(広瀬)
測量試験費	6,090,000円	農業用水管路詳細図作成(広瀬)
測量試験費	3,570,000円	測量4箇所(岩田)、パイプライン設計(岩田)
測量試験費	2,100,000円	事業効果算定(広瀬)

平成18年度 計画

工区名	事業内容
広瀬工区	幹線 368.4m、支線 2,000m
岩田工区	幹線 100m、支線 2,100m
測量試験費	道路、水路横断部詳細設計(広瀬、岩田)
用地買収補償費	一雲済川水管橋用地買収 300㎡(広瀬)、電柱移設2箇所(広瀬)

パイプライン事業受益の農地転用について

パイプライン事業の工事費には国の補助金50%、県の補助金25%が投資されているため、工区毎に工事完了後8年以内の農地転用は原則的に認められません。

▶▶ 寺谷用水土地改良区よりお願い! ◀◀

1. 事故防止

用水路は流れが速く深いので非常に危険です。魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。また、用水路付近で遊んでいる子供を見かけたら注意してください。

2. ゴミ

軽い気持ちで空き缶やビニール袋を投げ入れないでください。取入口に詰まって下流まで水が流れません。
計器の故障の原因にもなり、多額の修理費がかかります。捨てている人を見たら注意しましょう。

3. 施設破損

不注意により自動車事故などでフェンスなどを壊してしまったときは、当土地改良区まで連絡してください。
また、見かけた方はご一報ください。



毎年通水前にはこのような状態になります。

平成16年度一般会計決算

収入

(単位：円)

款	科目	決算額	予算額
1	賦課金	48,887,960	50,162,000
2	助成金	28,324,070	30,170,000
3	財産収入	0	10,000
4	借入金	186,375,000	186,375,000
5	使用料	32,700	32,000
6	繰入金	0	10,000
7	雑収入	2,957,173	3,210,000
8	繰越金	9,711,274	9,711,000
9	特別負担金	47,829,348	49,115,000
	合計	324,117,525	328,795,000

支出

(単位：円)

款	科目	決算額	予算額
1	事務費	33,378,573	36,720,000
2	選挙費	0	4,000
3	事務所費	1,265,943	2,050,000
4	維持管理費	13,377,363	13,720,000
5	財産費	0	10,000
6	償還金	41,584,147	41,859,000
7	負担金	201,765,070	202,571,000
8	助成金	460,000	650,000
9	諸費	24,082,624	29,357,000
10	予備費	0	1,854,000
	繰越金	8,203,805	
	合計	324,117,525	328,795,000

*平成17年度決算の承認は10月ですので、前々年度決算を記載してあります。

平成18年度一般会計予算

収入

(単位：円)

款	科目	18年度	17年度
1	賦課金	49,305,000	49,765,000
2	助成金	30,196,000	27,336,000
3	財産収入	10,000	10,000
4	借入金	210,000,000	180,600,000
5	使用料	32,000	32,000
6	繰入金	3,000,000	10,000
7	雑収入	1,560,000	4,520,000
8	繰越金	9,000,000	8,203,000
9	負担金	58,406,000	50,718,000
10	返戻金	2,000,000	800,000
	合計	363,509,000	321,994,000

支出

(単位：円)

款	科目	18年度	17年度
1	事務費	44,870,000	39,370,000
2	選挙費	4,000	4,000
3	事務所費	1,800,000	1,800,000
4	維持管理費	19,310,000	13,380,000
5	財産費	10,000	10,000
6	償還金	60,822,000	49,619,000
7	負担金	230,417,000	195,084,000
8	助成金	1,000,000	650,000
9	諸費	1,770,000	11,370,000
10	予備費	1,506,000	9,907,000
11	貸付金	2,000,000	800,000
	合計	363,509,000	321,994,000

◇ 寺谷用水土地改良区組合費について ◇

平成17年度組合費徴収にあたりご理解ご協力ありがとうございました。

- ・平成18年度寺谷用水土地改良区組合費 3,300円/10a (3.3円/m²)
- ・土地改良法第36条により用水利用の有無に関わらず受益地に必ずかかってくるお金です。
- ・田として利用していない(転作含)場合でも組合費はかかります。農地転用一時決済金を納めない限り毎年賦課されます。
- ・組合費は維持管理や事業推進などに充てられます。

平成18年度の徴収時期も前年同様(11月1日~11月30日)となりますのでよろしくをお願いします。

組合費の納入は口座振替をご利用ください(現在約90%の方が利用されています)

◇ 農地転用手続 ◇

寺谷用水土地改良区管内の水田(畑かん地区内の畑を含む)を他の目的(宅地以外でも)に変更しようとするときは農地転用手続きをし、決済金を納めてください。(本年度決済金額は320円/m²) (事務手数料500円/件)

*決済金の内訳は(現金債務)(事務費)(維持管理費)(事業費)などにより組み立てられています。

決済手続きをした土地については翌年度からの組合費(用水費)はいただきません。

(1) 畑・温室(ビニールハウス)などになっている場合

寺谷用水土地改良区の組合費を納めていればよいと思っている方もいるようですが、必ず転用手続きをしてください。

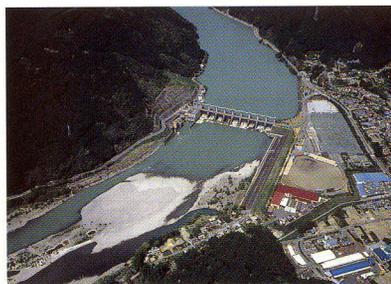
(2) 県・市などによる用地買収(道路拡幅など)の場合

用地買収説明の際に決済金の件を担当者に聞いて(誰が寺谷用水土地改良区に納めるのか)後日のトラブルにならないようにしてください。*基本的には地主が納めます。

土地改良区の運営費は皆様から毎年いただく組合費(賦課金)により賄われています。農地転用一時決済金とは、残された組合員が将来に渡り良好な状態で耕作していけるように、利用目的を変更した方から精算金としていただいているものです。

天竜川について

水系名	天竜川
流路延長	213km(全国9位)
流域面積	5,090km ² (全国12位)
水源	諏訪湖(長野県)
河口	遠州灘

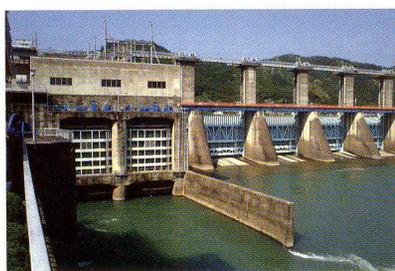


船明ダム(上が上流)

寺谷用水の水源となる天竜川。天竜川を語る上で「暴れ天竜」という言葉を抜きにすることはできません。古くは西暦701年に伊那谷(現在の長野県)で大災害があったと言われています。

天竜川開発の歴史は川の氾濫を防ぐための『治水』そして水の有効利用を目的とした『利水』の両方に重点を置き、事業が進められてきました。

昨年、平成6年以来の渇水(農業用水33.5%節水)となりました。自然環境に大きく左右される我々農業関係者は常に水不足の危機に晒されていると言っても過言ではありません。貴重な天竜川の水を分け合う仲間として天竜川の恩恵に再度感謝しようではありませんか。



船明ダム農業用水取入口(浜松市船明地先)



神増分水工(磐田市上神増地内)左側が寺谷用水

水利権について

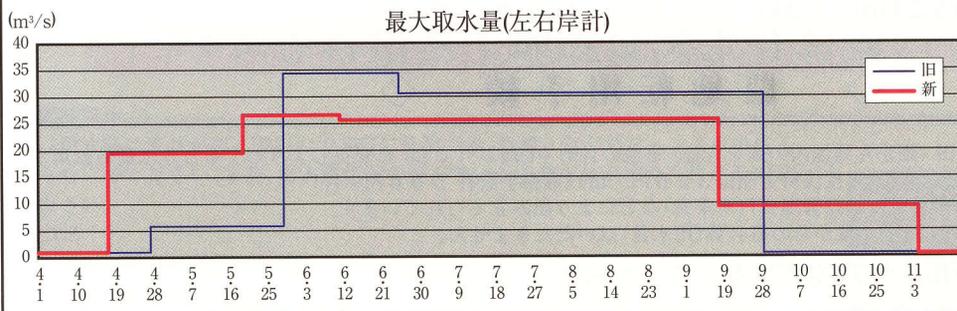
天竜川下流用水の水利権更新について

資料: 静岡県中遠農林事務所

【新水利権の概要】

H18.4月より、現在の水稻の作付け実態を反映した水利権になります。(水利権期間10年間)

左右岸の最大取水量合計(m ³ /s)	上段: 期別					年間総取水量
	下段: 最大取水量(m ³ /s)					
旧水利権	5/1~5/31	6/1~6/30	7/1~9/30	10/1~4/30		2億6400万m ³
	5.415	34.159	30.899	0.793		
新水利権	4/21~5/20	5/21~6/15	6/16~9/15	9/16~10/31	11/1~4/20	2億5900万m ³
	19.426	27.127	25.989	8.984	1.071	



【土地改良区別の水量について】

今年度は暫定措置として旧水利権の土地改良区別年間総使用水量の割合となります。各土地改良区は設定された最大使用水量内で配水管理することになります。

来年度以降の土地改良区毎の使用水量割合については、今年度中に関係者で協議いたします。

【今後の取り組み】

新水利権は現在の作付け状況に即したものとなりましたが、田んぼが減っているため年間総取水量と期別最大取水量は減少しております。これからも組合員一人一人の用水管理が重要です。

田んぼの水尻から排水路に流れ落ちる水を減らしましょう。また、排水路に堰をするなど、地域で用水の有効利用に取り組みましょう。

発行 寺谷用水土地改良区 〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地

TEL 0538-32-4655 FAX 0538-36-0609

E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp URL <http://www8.ocn.ne.jp/~teradani>